議第五三号

奈良県議会議員の議員報酬額、 費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例

の一部を改正する条例

和三十一年十月奈良県条例第四十号) 奈良県議会議員の 議員報酬額、 費用 弁償 \mathcal{O} 一部を次のように改正する。 額及び期末手当 の額並 びにそ の支給条例 (昭

附則に次の一項を加える。

9 る。 する。 間における議員報酬の月額は、 っては七十六万円と、 議会の議長、 ただし、 期末手当の 副議長及び議員に係る令和二年五月 副議長にあっては六十五万円と、 額の算出の基礎となる議員報酬 第二条及び前項の規定に 日日 議員にあっ かかわらず、 カュ の月額は、 ら同年七月三十一日 同条に定める額と ては六十万円とす 議会の議長にあ 「までの

附則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

部に 所要の改正をしようとするものである。 県 **小議会議員** 充当することと 0 報 酬 し \mathcal{O} て現行 額を、 新型コ \mathcal{O} 減額措置 口 ナ ゥ に 1 加え三月間追加減額す ル ス 感染症対策とし る措置を講ずるため、 て必要となる財源 *の*